

子育て世帯等の良質な住宅の取得を支援します！

令和8年度から
対象を拡充！

港区子育て世帯等 住宅取得支援事業 補助金のご案内



補助額
10万円

子育て世帯や若年夫婦世帯が良質な住宅を取得し、
区に住み続けられるよう、住宅購入手続に要する費用の一部を補助します。

対象となる方

詳しくは区HPをご覧ください

対象世帯	<ul style="list-style-type: none">子育て世帯（高校生年代以下の子どもがいる世帯）若年夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）※事実婚含む
対象住宅	次の1及び2のいずれにも該当する住宅であること 1. 新耐震基準(昭和56年6月1日以後に建築確認を受けた住宅)又は耐震性を満たすことが確認できる住宅 2. 自己の居住用部分の床面積が50㎡以上である住宅
主な要件	<ul style="list-style-type: none">子育て世帯等が自ら居住する住宅であること子育て世帯等名義で区内の住宅の建築又は購入の契約をしていること ※工事請負契約書又は売買契約書の締結日の記載が令和6年12月6日以降(いずれも原契約の締結日)であること建物の所有権の保存又は移転登記の受付年月日から1年以内(※)であること ※令和8年度については申請の特例があります。詳しくはお問い合わせください。

Wメリット

区の補助金(10万円)との併用で、住宅取得費用が大きく軽減！！

【フラット35】地域連携型
(子育て支援)の併用で
当初5年間金利引下げ
年▲0.5% ※

※【フラット35】S・子育てプラス等も併用する方は、
当初5年間 年▲0.75%～1.0%

※ポイント数に応じて6年以降の金利も
引下げ対象になる場合があります。



詳しくはこちら

連携協定を締結した
民間金融機関の
提携住宅ローン(※)の併用で
特別金利が適用

【連携金融機関】

芝信用金庫、UI銀行

※提携住宅ローン名称:

「港区提携住宅ローン」



詳しくはこちら

問合せ先

港区 街づくり支援部
住宅課 住宅支援係(本庁舎6階)
〒105-8511 港区芝公園1-5-25

☎ 03-3578-2223

区ホームページ



手続きの流れ



【フラット35】地域連携型・港区提携住宅ローンについて

本事業と【フラット35】の要件を満たす方は【フラット35】地域連携型を、本事業と連携金融機関の融資条件を満たす方は港区提携住宅ローンを利用できます。
利用には、区が発行する「利用対象証明書」が必要となりますので、住宅の建築又は購入の契約締結後、住宅ローンの借入れの契約前に、区に証明書の交付を申請してください。